

都市計画マスタープラン策定に係る地区懇談会(豊房地区)

— 第2回 懇談会要旨 —

1 開催日時等

- (1) 日時：平成21年1月23日(金) 18:30~20:00
- (2) 場所：豊房地区公民館

2 議事次第

- (1) 開会
- (2) 都市計画課課長挨拶
- (3) 懇談テーマ・意見交換
 - ① 都市全体構想について
 - ② 地域別構想について
 - ③ 質疑, 意見交換
- (4) その他
- (5) 閉会

3 参加者 10名

4 豊房地区から出された主な意見

- ① 農業振興に関する取り組みを記載して欲しい。

5 懇談要旨

(1) 資料説明(事務局)

それでは説明を始めさせていただきますが、「都市計画マスタープラン」は、これまでにとりまとめました部分だけでも198頁に及んでおります。このため、本日資料として配布いたしましたのは、地域別構想のうちの豊房・館野・九重地区の全部と、主に都市全体構想の概要版となっております。全頁版は、公民館等に置かせていただきますとともに、市のホームページで見られるようになっておりますので、ご了承をお願いします。

はじめに、改めて「都市計画マスタープラン」とは、どういうものかということですが、これは、住民の皆さんの意見を反映しながら、都市の将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき姿を示しますとともに、課題に応じた整備方針等を定めるものでございまして、都市計画法の規定によりまして、市町村が定めることとされております。分かりやすく言えば、今後のまちづくりにおける土地利用ですとか、都市施設の整備の方向性などを示す指針を定めるということでございます。

今回のマスタープランの策定は、昨年度からですが、このような手順を進めて

おります。現在この9番の地域別構想というところまで出来ましたので、あと10番目の課題の抽出というところが残っていますが、これは全体構想ですとか、地域別構想を踏まえてということになりますので、ここで皆さんのご意見を伺いたいということで、本日の懇談会をご案内させていただいたところでございます。これから説明いたしますのは、この8の都市全体構想と9の地域別構想が中心になりますが、その前の7のところ、館山市の現況や、総合計画に掲げられております施策の進捗状況、昨年10月に実施しました「まちづくりに関する市民アンケート」、それから地区別懇談会や団体懇談会を通じて頂きました市民の皆さんの意向をとりまとめた結果から、課題を整理し、館山市が目指していく将来像を表しますために、都市づくりのテーマを定め、都市づくりの目標を設定いたしました。

これが、そのテーマと目標でございます。お手元の資料では、会議次第の裏面の上の方の部分です。都市づくりのテーマは、「住み良い暮らし 交流・資源 魅力のまち館山」といたしました。そして、この都市づくりのテーマをもう少し具体的にと言いますか、説明しているのが、下にあります都市づくりの目標でございます。大きく3つ、「誰もが住み良いと感じられるまちづくり」、「活発な交流による賑わいの創出、活性化を目指したまちづくり」、「豊富な資源を活かしたまちづくり」ということでございます。最初の「誰もが住み良いと感じられるまちづくり」は、この、下にありますとおり、「歩道や情報通信基盤の整備等による利便性の高い生活空間の形成」を図ること、それから「交通結節機能や商業・業務機能等を備えた中心市街地の再構築」を図ること、それから「都市の中心部と集落地、周辺都市との連携機能を強化する公共交通機能の確立」を図ること、それから「安心、安全な生活を支える防災機能の強化」を図るということでございます。次の「活発な交流による賑わいの創出、活性化を目指したまちづくり」は、「広域的連携機能の強化による交流・物流の活性化」を図ること、それから「中心市街地における土地利用の枠組みの構築」を図るということでございます。次の「豊富な資源を活かしたまちづくり」は、「農業や漁業、その他地場産業の活性化を目指した拠点の形成」を図ること、それから「観光振興に資する自然や歴史・文化資産の利活用」を図るということでございます。それから、本日の資料には特にありませんが、館山市が引き続き安房地域の中心地であり続けるために、集約型都市構造の形成を図っていくことを「都市づくりの基本的な考え方」として掲げております。

「都市づくりの方向性、将来都市構造」をお示ししたのがこの図でございますが、お手元の資料では、会議次第の裏面の下の部分です。市街地や集落地、農地等の空間構成、都市拠点や集落地、観光拠点等の拠点構成、それから首都圏や外房方面との広域連携軸、市内の拠点や隣接の南房総市とを結ぶ地域連携軸などといった骨格軸を表わしております。そして、これら「都市づくりの目標」、「将来都市構造」を踏まえて、「都市全体構想」と「地域別構想」へ進んでいく訳です

が、「都市全体構想」の最初の項目は、「土地利用の構想・方針」でございます。

これが市全体の土地利用の構想・方針図でございます。お手元の資料では、A3版2枚の資料の1頁目、左側のところです。本日配布の資料は、紙面の都合で、文章の部分が全体的な事項しか記載されておりませんが、実際のマスタープランは、もう少し細かな内容となっております。時間の関係で全部の読み上げはできませんが、例えば図の中の黄色い所、これは住居系土地利用として括られる土地利用を目指すエリアでございます。ここの土地利用の方針は、3項目を掲げてございまして、1点目は、「ゆとりある居住環境の形成を進めるために、必要な都市基盤整備を推進する」、2点目は、「日常の買い物に供する商業施設は、住宅との混在を容認し、歩いて暮せるまちを実現するために必要な都市基盤整備を推進する」、3点目は、「住民の発意に基づく建築物の不燃化対策や生活道路の拡充等を進める」という内容になっております。また、この薄い緑の所、これは集落系土地利用として括られる土地利用を目指すエリアでございます。ここの土地利用の方針は、2項目を掲げてございまして、1点目は、「農地と住居等が混在する良好な空間の形成を図るため、必要な都市計画制度の適用について検討する」、2点目は、「市外からの交流人口の増加を目的とした、空き家・空き地の利活用方策について関係機関との調整を進める」という内容になっております。それから、この中間色の緑ところは、優良農地としての土地利用を目指すエリアでございます。ここの土地利用の方針は、3項目を掲げてございまして、1点目は、「生産の場や災害防止、生物多様性の維持、美しい田園景観の形成など、農地が果たしている多面的機能を考慮し、その保全を図るため関係機関との調整を行う」、2点目は、「農地への無秩序な宅地化等を抑制するため、関係機関との調整を進める」、3点目は、「耕作放棄地については、その発生を防止に努めるとともに、土地利用の転換について関係機関との調整を行う」という内容でございます。それから、この濃い緑ところは、森林としての土地利用を目指すエリアでございます。ここの土地利用の方針は、2項目を掲げてございまして、1点目は、「都市における貴重な緑である森林は、保全を原則とする」、2点目は、「観光施設や各集落に隣接する区域にあっては、周辺の自然環境との調和を図りつつ、憩い、交流、レクリエーションの場として利活用を図る」という内容でございます。

次に交通体系の構想・方針でございますが、お手元の資料では、ただいまの資料の右側のところが、将来道路網、そしてその裏面の左側が地域交通網のイメージになっております。始めに道路に関する構想・方針でございますが、大きな軸といたしまして「首都圏方面」、「鴨川市を含む外房方面」との広域連携軸、そして隣接の南房総市や市内を結ぶ地域連携軸という点を踏まえまして、将来の道路ネットワークをこのようにいたしました。首都圏方面を結ぶ広域連携軸は国道127号に、「鴨川市や外房方面」を結ぶ広域連携軸は国道128号と、将来的には地域高規格道路であります館山・鴨川道路にその機能を持たせることとなります。また、豊房・館野・九重地区におきましては、新たに基幹農道が幹線道路として

加わります。それから、今回のマスタープラン策定に当たりましては、「都市計画道路の見直し」が大きな課題でありましたことから、その見直しの方針を記載させていただきます。マスタープランの中では、文章で書いてありますが、説明用のスライドを用意いたしましたので、こちらをご覧ください。この図のうち、緑や青、黄色などの色が付いているのが、現在の都市計画道路でございます。黒で表示しているのが都市計画道路以外の幹線道路、国道・県道でございます。緑色の部分が整備済区間、赤い点線が現在事業中の区間、それから青が概成済区間と言いまして、計画幅員の3分の2以上が現道で確保されている区間、オレンジの部分が未着手区間でございます。そして、今回の見直し方針に基づきまして、変更した場合がこのようになります。市街地の交通処理をしていくために今後整備を進める路線は、川名真倉線から青柳大賀線の陸側ルートと、県道犬掛館山線、船形バイパスでございますが、これに接続する船形館山港線のルートとし、これらを結ぶ補助幹線は現道を有効に活用していくことで、交通処理が可能と考えております。具体的には、船形川名線、那古正木線、八幡高井線、八幡北条線、八幡館山線、館山駅鶴ヶ谷線、北条安布里線、館山港線の8路線につきましては、廃止したいと考えております。なお、道路の都市計画決定につきましては、市で決定できるものと県が決定するものがございます。今回このマスタープランで示す内容は、「館山市としては、こういう方向で見直していくんだ」ということとございまして、県決定路線については、更に詳細な分析・検証等をしたうえでないと廃止にもっていけない場合もあることをご承知いただきたいと思います。

次に交通施設関係でございますが、主なポイントといたしまして、1点目は、将来、自分で自動車の運転ができなくなった時の不安を訴える声が多くありましたことから、公共交通、館山市では、主にバスということになりますが、これの充実を図っていく必要があるということです。また、路線バスではカバーしきれない地域における高齢者等の足を確保していくシステムの構築についても検討していく必要があります。2点目は、首都圏等との広域連携機能の強化を図るため、高速バスの発着に館山駅の西口を活用していく。3点目は、多目的観光棧橋や渚の駅と館山駅を結ぶ路線バスあるいは循環バスを導入していく。4点目は、多目的観光棧橋の整備に合わせまして、新たな「海路」を開設し、交流人口の増加を図っていく。5点目は、館山駅、那古船形駅、九重駅、渚の駅などの周辺にパーク・アンド・ライド駐車場を確保して、利便性の向上を図っていくという内容となっております。

次に公園・緑地の整備・保全・利活用の構想・方針でございますが、お手元の資料は、2頁の右側になります。始めに公園につきましては、新たに都市計画決定して整備していくような規模の大きなものの整備構想は、掲げてございません。既存の都市公園の機能充実を図りますとともに、規模は小さくても、より身近に利用できるような公園の整備を進めていくというのが主な内容となっております。また、海の軸、緑の軸、そして海と緑のネットワークを意識して、花卉の植栽や

歩行空間の確保を考えて行こうとなっております。これらは海と緑を住民生活における憩い、あるいは潤いと言ってもいいかもしれませんが、そうした面から、また、観光資源としての面からも、上手く利活用していこうという観点で取り入れたものでございます。

次に都市環境整備の構想・方針でございますが、お手元の資料は、3頁の左側になります。はじめに下水道につきましては、現在のクリーンセンターの処理能力を踏まえて、処理区域の拡大を進めていくということ、それから館山市の場合は、下水と雨水を別ルートで処理する分留式でございますので、冠水・浸水被害が発生する地域の排水路整備を推進していくという内容でございます。また、河川につきましては、防災面からみた施設整備は当然ですけれども、親水空間としての利活用が図られるような整備も考えていきたいと思いますという内容になっております。

次に、3頁の右側、防災の関係でございますが、輸送路や避難路として位置付けられます各路線と、防災拠点であります館山港、コミュニティーセンター、そして各地域にございます非難予定場所周辺の整備を進めていくという内容でございます。

次に景観でございますが、資料は4頁の左側になります。館山市は、平成19年4月に景観行政団体になりまして、これから景観法に基づく景観計画を策定していく訳ですが、それに向けた基本的な考え方を示しております。ポイントは3点でございます。1点目は、良好な景観の形成を図っていく区域は、市域全体を考えるとということでございます。館山市では、観光振興を目的に、これ迄いわゆる「南欧風」の景観形成を進めてきたところでございますが、景観は、住民にとっての生活環境でもある訳でございますので、現在は、指導区域に入っていない地域につきましても、それぞれの地域で一定のルールを定め、良好な景観の形成を図っていかねばならないのは、当然のことだと考えております。2点目は、市域全体で景観形成を考えていくためには、先ず地形ですとか、土地の利用状況などを基礎としたゾーニングによって、その方針を定めるということでございます。3点目といたしまして、従来から進めて参りました「南欧風」の景観は、今申し上げました地形などに基づく基本方針の上に、より強いルールを設定する「重点地区」として考えていくということでございます。この重点地区につきましては、他にも、例えば国道127号や410号のような観光都市「館山」の顔となります幹線道路では、屋外広告物の規制などを考えていく必要があると思っておりますし、神社・お寺などの歴史・文化的な景観資源とその周辺といった括りで捕らえるような区域を設定していてもいいのではないかと考えております。

最後が、自然環境及び歴史・文化資産の保護並びに利活用の構想・方針でございますが、資料は4頁の右側になります。他市の都市計画マスタープランでは、あまり見ない項目ではございますが、館山市が特に観光振興を重点課題としておりますことから、自然環境や歴史・文化資産の保全と、観光資源としての利活用

の調和を図っていくうえで必要と考えまして、1項目を設けたものでございます。内容といたしましては、先ず自然環境や歴史・文化資産の保全を図って行くんだということ、そして、自然環境への配慮や文化財の保護意識の高揚ということを念頭に、これらを利活用していくという内容になっております。

都市全体構想は、以上でございます。

続きまして、地域別構想のうちの豊房・館野・九重地区に関する部分の説明をさせていただきます。地域別構想と申しますのは、都市全体の将来像及び実現に向けた構想・方針を踏まえまして、地域の現況や住民の皆様のご意見を考慮して、地域住民の観点に立ったまちづくりの構想、並びにそれらの実現に向けた方針を位置づけるものでございます。地域別構想の地区区分でございますが、おおよその人口1万人を目安といたしまして「那古・船形地区」、「北条地区」、「館山地区」、「豊房・館野・九重地区」、「西岬・神戸・富崎地区」という5地区といたしました。そして、この地域別構想を作成するに当たりましては、それぞれの地域の現況等を踏まえた「まちづくりのテーマ」を掲げてございます。

これが「豊房・館野・九重地区」の「まちづくりの構想・方針図」でございます。お手元の資料では、A3版1枚の紙の裏面に出ていると思います。豊房・館野・九重地区の「まちづくりのテーマ」は、「農地や山林と共生したうるおいのまち」といたしました。これは、地区内の大半が農地と山林であります。館野地区では人口増加・宅地化の進行という状況もありますし、工業団地の構想もありますことから、基幹農道の整備も踏まえて、豊かな自然環境を意識し、良好な住環境の維持・増進を図っていくことが重要であるということで掲げたものでございます。記載してございます構想・方針は、時間の関係で全部は読み上げませんが、ポイントといたしましては、まず、各集落において良好な居住環境を維持・増進できるよう、市街地部に劣らない都市基盤整備を進めていきます。また、公民館や小学校などの地区の活動拠点となるようなところにつきましては、高齢者等に配慮したバリアフリー化や歩行空間の確保を進めます。それから、先ほど全体構想の中でも申しましたが、高齢者等の足の確保を図るため、公共交通の充実に加えて、路線バスではカバーできない地域の交通のあり方を検討していきます。それから、特にこの豊房地区では、現在、大規模に圃場整備が進められております。生産性の向上と、東京近郊という立地条件を活かした産地形成などにより、農業を、地域の活力を生む産業として、持続的に発展させていくことが重要と考えております。それから、例えば小網寺の梵鐘や石井家住宅などといった文化財につきましては、館山市の歴史・文化を正しく伝え、継承していくために、保護意識の高揚が図られるような形で積極的に紹介し、市民や来訪者の周遊を支援しながら、観光資源、交流促進のための資源として利用していくのがいいのではないかと考えております。また、安全・安心の居住環境という点からは、避難路や避難予定場所周辺における施設整備を推進します。それから、今回特に歩行空間、歩道の整備を考えていきたいということで、図の中に「生活動線」というのを書

いてございます。緑色の点線がその「生活動線」でございますが、主に公民館や小中学校などの公共施設を結んだ線でございます。住民生活における安全確保といった観点から、歩行空間の確保を考えていくのに、これらのラインを中心に検証し、整備を進めていってはどうかという、市からの提案でございます。

最後になりますが、前回、昨年1月ですけれども、開催した際にいただきましたご意見をマスタープランにどう反映したか、ということでございますが、1点目といたしまして「良好な景観を形成していくうえでは、電線類の地中化が重要だ」というご意見がありました。これにつきましては、マスタープランのなかでは、主要な道路沿線の景観形成について「屋外広告物の規制・デザイン化」、「歩行空間の整備」、「植栽・美化活動」といったこととともに「電線類の地中化」も推進していくということを記述しております。現在、市では、館山駅の西口側、夕映え通りや海岸通りで電線類の地中化を行っているところですが、国の方でも、国道127号で今実施しています車道の改良工事終了後に、電線類地中化の工事をしていただけると伺っております。それから、これは報告になりますが、「市民アンケートの結果はとても貴重な資料であるから、広報等で公表すべきだ」というご意見がありました。これにつきましては、紙面の制約上、概要版ということになりましたが、昨年の3月15日号に掲載をいたしました。また、市のホームページでも、都市計画マスタープランのページを設けて、アンケート結果のみならず、その他の資料や策定の経過を公表しているところでございます。

説明は、以上でございます。

(2) 意見・質疑（懇談要旨）

- バイオエタノールやメタンの発生装置の設置など、農村の工業化を行うのが良いと思う。
 - ⇒ 米粉工場など、生産者に直結する事業など十分に考えられる。市では、バイオマスタウン構想を作成したが、何処に工場を設置するのかというところまでは検討されていない。その点については、今後検討を行う必要があると認識している。

- 農地の基盤整備はなされているが、十分に利用されないという意味がない。農家の高齢化は進んでいるうえ、農業は人手がかかる。基盤整備はなされたが、どのような取組を行っていけば良いのかわからない人も多いと思う。地区の方針を達成するための基盤として、農地の利用方策や生産体系を考えるべきである。
 - ⇒ 農家の高齢化や後継者不足等は全国的な問題である。こういった状況の中で、企業が農業を行っている事例や農業の法人化を行っている事例もある。いずれにしても、地元の方々がそういったことに取り組んでいくことが好ましいと言われているので、時間をかけて取り組むべき事項について行っていくことが良いと思っている。また、来年度に広域農道が完成し、交通体系が変化する地区となるので、観光や農業振興につなげられるように、何らかの記載を行えるように検討し

たい。

- 県道大貫千倉線に片側に幅員 3.0mの歩道が設置された。幅員 1.5mの歩道を両側に設置するという考えはなかったのか。歩道の計画をするのであれば、基本的には両側設置をするべきであると思う。
- ⇒ 歩行空間の整備については、本マスタープランの中で大きく位置づけを行っている。県道大貫千倉線の歩道については、なぜ片側のみに設置されたかという所までは定かではない。ただし、歩道を整備するには、最低片側 2.0mは必要と聞いている。

- 基盤整備が行われた際に整備された農道のうち、県道大貫千倉線に沿った農道の舗装をお願いしたい。
- ⇒ 市道認定がなされる道路か否かを担当課に確認する。また、このような意見が出たことは伝える。